

# 1930年代初頭におけるオーストリア護国団 運動の分裂過程 ——シュタイアーマルク州の事例を中心に——

古田善文

## 1. 序

### (1) 起源

第一次世界大戦後の欧州では多くのファシズムやその模倣運動が反民主的な活動を活発に展開し、その幾つかは、最終的に議会制に代わる独裁体制を樹立することに成功した。本稿が扱うオーストリア第一共和国（1918～38年）でも、護国団（Heimwehr）あるいは郷土防衛隊（Heimatschutz）<sup>1)</sup>と呼ばれる準軍事団体が、1920年代の後半から1930年代初頭にかけて顕著な台頭をとげ、この国の民主政治システムの弱体化に重要な役割を担うことになる。オーストリア第一共和国の失敗の原因を探り、その教訓を後世に伝えるためには、護国団の役割を客観的に分析する作業も重要な意味をもつのである。

この護国団についてはわが国でも若干の先行研究<sup>2)</sup>があるとはいえ、ドイツのナチスやイタリアのファシズムと比べた場合、よく知られた存在であるとは言いがたい。したがって、その歴史的概要をここで少し紹介しておきたい。

護国団の起源は第一次大戦直後の混乱（敗残兵や都市住民による食料略奪、隣国との国境紛争）のなか、武装した農村住民や退役志願兵を中心として自発的に成立した多様な自警団である。こうした経緯からか、かれらの当初の目的は自分たちの生活基盤を外敵から守ることにあつた。しかしながら、革命期に国軍の編成を主導した社会民主党に強い危機感を抱いたキリスト教社会党（カトリック・保守）の政治的コミットメントによって、こうした自警団の多くは1920年代の中頃までに同党の私兵部隊に再編されていく。勿論、この時期の

護国団の活動範囲は極めて地域的なものにとどまっていたし、またその役割も「ファシズム運動」には程遠い一種の警察補助部隊としてのものであった。

いわゆる「相対的安定期」に入ると、こうした自警団組織は次第に支援者からも不要視され始めていたが、1927年に偶発的に発生した「シャッテンドルフ事件（ブルゲンラント州での右翼組織員による社会民主党員殺害事件）」とその後の経過が自警団組織の運命を大きく変えることとなった。被告に対する無罪判決がウィーンでくだされると、首都では激高した労働者が激しい抗議行動を起こし、治安部隊と衝突して多数の死傷者が出た。同時に、オーストリア全土で労働者によるゼネストも断行される。これが有名な1927年「7月事件」である。

## （2）台頭期の護国団

オーストリアに革命的状況をもたらしたこの事件は、その後の護国団の発展にとっては決定的な契機となった。労働者のスト破り部隊として各地で大活躍した護国団は、その存在を誇示し、事件後、チロルの指導者リヒャルト・シュタイドル（Richard Steidle）の政治的イニシアティブにより、「オーストリア自警団連盟（Bund österreichischer Selbstschutzverbände）」という名称のもと各州組織が結集された。さらに当時、外交的野心から隣国オーストリアへの政治的影響力を強化することに並々ならぬ関心を抱くムッソリーニが、護国団への資金・武器援助を1928年に始めると、一部の指導者のなかにはイタリア・ファシズムに傾倒するものもみられ、その結果、運動の性格もこれまでの自警団・警察補助部隊型からファシズム的外観を纏う大衆運動型へと変容していく。そして運動は、1930年5月、「コールノイブルクの誓い（Der Korneuburger Eid）」と呼ばれる綱領のなかで、①「マルクス主義の打倒」、②「西欧的議会制民主主義の拒否」、③「政権奪取を通じてのキリスト教的『身分制国家（Ständestaat）』の樹立」を宣言するに至る。この頃が、護国団運動の歴史のなかで台頭期と呼ばれる時期にあたる。

ある研究によると、1928年から1930年の運動台頭期に護国団の支持者は30

万から40万人存在したとされる。正式な団員数は20万人を数え、内、軍事部隊に所属していたのは12万人と言われている。1930年11月の資料によれば、オーストリア全土で護国団の軍事力は14万6,000人を数えていたが、州別ではシュタイアーマルク州の組織が4万5,000人で最大数(約3割)を誇り、次いで下オーストリア州の4万人、上オーストリア州の2万人、チロール州とケルンテン州がそれぞれ1万人で続いていた<sup>3)</sup>。

この時期のメンバーの社会的構成について、従来の研究では指導者層に貴族と退役将校が、一般団員レベルでは農民層が多かった(70%)とも言われてきた<sup>4)</sup>。これに対して1985年に公刊された元団員ヴィルチェック(Walter Wiltschegg)の大作は、①護国団運動にはあらゆる社会階層が結集していたことを確認したうえで、②社会平均を上回るのが退役将校、貴族層、大卒の中間層、企業家・経営者(Unternehmer)、官吏、中間層の企業職員であったこと、③平均を下回っていたのが労働者、都市部の職員層、女性であったことを指摘し、従来の見解に修正を施している<sup>5)</sup>。

以上をまとめれば、護国団とは保守的な住民を基盤とし、反マルクス主義を最大の行動原理として掲げるファシズム的な準軍事団体という結論が導きだせよう。しかしながら、この時期の護国団の性格規定が難しいのは、反マルクス主義すなわち反社会民主党を共通のコンセンサスにしながらも、国家観や政治的方向性には運動内で意見の対立がみられたためである。

ある研究者によれば、1929年末の時点で護国団内には3つのセクトが存在していたとされる。その第1は、これまでの護国団の成果(つまり「労働者のスト破り部隊」としての役割:筆者補)に満足しているキリスト教社会党系の「穏健派」である。第2はシュタイアーマルク州の「過激派」で、後にはナチスとの共闘や独逸合邦案を含む急激な諸変革を要求することになる。この両派の間に初代全国指導者シュタイドルが率いる「中間派」が存在していたが、このグループは「反マルクス主義統一戦線」への支援継続を求めている<sup>6)</sup>。この3派のうち、下オーストリア州の「穏健派」は1930年の「コールノイブルクの誓い」に異議を唱え、同年秋に護国団から脱退してキリスト教社会党系の護国団組織

「下オーストリア州護国団」を創設するにいたる<sup>7)</sup>。

その方向性は一致していなかったとはいえ、こうして政治化をとげる護国団は、シュタイドルの後継者として当時頭角をあらわしつつあった若き全国指導者シュターレンベルク (Ernst Rüdiger Fürst Starhemberg)<sup>8)</sup>のもと、時のキリスト教社会党政権に参画して権力の中枢に迫る一方 (カール・ヴォガン (Carl Vaugoin) 内閣〈1930年9月30日～12月4日〉：内務相および司法相)、1930年11月9日の国政選挙にも「郷土ブロック (Heimatblock)」という名称で初めて参加 (8議席獲得)、選挙戦では独自の経済・農業プログラムも発表した。つまり、シュターレンベルクの指揮下、この時期護国団はあらたに「政党」としての機能を持つことを強く意識し始めたのである。



(写真1) シュターレンベルク (中央：腕を前で組む人物) と上オーストリア州護国団の参謀達。ラムバッハ (Lambach) での部隊行進時の撮影 (年代不詳)。o. V., *Heimatschutz in Österreich*, Wien, 1934, S. 80 より転載。

とはいえ、こうした運動方針の変更には組織内でも異論が出され、ウィーン、下オーストリア州、ブルゲンラント州では護国団支持者の多くが既存のキリスト教社会党に一票を投じた他、西部のフォアルルベルク州では「郷土ブロック」は候補者を立てるにもいたっていない<sup>9)</sup>。ある意味において、こうした運動路

線の不統一やその背後にあった各州指導者間の対立こそが護国団運動の本質をよくあらわしていると言えよう。

### (3) 研究史の整理と本稿の課題

護国団に関する研究は、ファシズムの国際比較への関心が高まった1970年代後半以降、オーストリア内外の研究者の手によって進展してきた。なかでも護国団の台頭に大きく寄与したオーストリア国内外の援助者の関心動向に焦点をあてたハンガリー人史家ケレケシュ (Lajos Kerekes) の先駆的業績や、豊富な文書館資料に依拠した1970年代後半のイギリス人史家カーステン (Francis L. Carsten) やアメリカ人史家エドモンソン (Clifton Earl Edmondson) の緻密な研究は、この運動が歴史の実証研究の対象となることを証明した意義深いものである<sup>10)</sup>。さらに、1985年には元団員であったヴィルチェックが学問的にも質の高い大部の研究成果『護国団——抗えない国民運動』<sup>11)</sup>を発表するにいたり、この運動に対する研究はひとつの到達点を迎えたと思われる。最近の研究では、全国指導者シュターレンベルクやウィーンの著名な指導者ファイ (Major Emil Fey) に焦点をあてたモノグラフィーがある<sup>12)</sup>。

筆者もこれまで、護国団の初期の成立過程から1920年代後半の台頭期にかけていくつかの実証研究の成果を発表してきた<sup>13)</sup>。本稿は、筆者によるこうした一連の護国団研究の続編をなすものである。具体的に本稿が課題とするのは、大衆運動としての絶頂期を迎えた護国団運動が(1928/29年頃)、1930年代に入って権力の極みに近づく一方で、運動としては一転して退潮傾向に陥るプロセスを検証することである。とりわけ本稿では、オーストリアにおけるナチス運動の台頭状況を分析した別稿<sup>14)</sup>との関連で、オーストリア東南部のシュタイアーマルク州<sup>15)</sup>に注目するが、それはひとつにはこの州の組織が運動内では最大の勢力数を誇っていたためでもある。つまり、シュタイアーマルク州組織の動向は、護国団運動全体の帰趨を左右するほどの影響力をもっていたのである。事実、1931年9月にシュタイアーマルク州の組織が起こしたクーデター未遂事件は、全国の護国団運動に深刻な混乱状況をもたらし、大衆運動としての活

力を大きく減殺させることになった。

では、シュタイアーマルクの組織は、いかなる理由でかかる冒険主義的行動に踏み切ったのか。本稿は、その背景として折からの世界経済恐慌のなか、窮乏する農村住民がこの運動に対して抱いていたと思われる、その「救済者」としての役割に着目する。この苦難の時期、護国団はシュタイアーマルク州の地域社会で具体的にどのような活動を展開していたのか、またこれに対して地域住民は従来の指導者であった既成政党のリーダーに代わって護国団指導者にどのような期待を抱き、また失望するに至ったのか。さらに、シュタイアーマルクの組織がおこしたクーデター未遂事件は、具体的に、運動に対してどのような影響をあたえたのか。これらを当時の警察報告書や視察官報告書<sup>16)</sup>の助けを借りつつ実証的に明らかにすることが、本稿の主要な課題となる。

次章では行論の前提として世界経済恐慌期にあたる 1930 年代初頭のオーストリア第一共和国が直面していた政治・社会・経済問題を概観しておきたい。

## II. 大恐慌と窮乏するオーストリア農村社会

### (1) オーストリア農業の問題点

第一次大戦後の革命期の混乱が一段落した 1924 年から 1929 年にかけて、オーストリア農業は政府が農業支援に傾注したことを受けて復興の兆しをみせていた。1925 年には農業産品の収穫量もようやく第一次世界大戦以前の水準にまで回復した。しかしながら、1929 年 10 月に始まった世界経済恐慌の影響は、オーストリアの国民経済の基盤を揺るがし、ひいては農業経済の回復基調にも負の影響を与えることとなった。1930 年代に入り、都市部や工場地帯では深刻な大量失業状況（1930/31 年には 50 万人）を背景に<sup>1)</sup>、失業者とその家族の生活は極端に窮乏化した。

1932 年 6 月のある警察報告書は、シュタイアーマルク州の工場地帯を襲った深刻な経済状況とその住民にみられる先鋭化した雰囲気<sup>2)</sup>を次のように伝えている。

「... 大工業都市では、大工場の操業停止や制限のため、失業者の大多数は頻繁に犬や猫を食べるほどの窮状に置かれている。大量の失業者達は当然のことながら職をもたないため、集会や行進、デモなどに参加することが容易である。(中略)。暖かい季節が安価な野菜や馬肉、野鳥や獣肉を食用にすることを助けている。しかし、引き続き経済危機のなかで、来るべき冬季にこうした状況がどう変化するかについては予測がつかない。」<sup>2)</sup>

一方、都市住民の窮乏化に伴う購買力の著しい低下は、農村部の住民にも農産物の価格暴落をはじめとする重大な影響をあたえることとなった。とくに深刻であったのは、価格下落に伴い、多くの農業経営が収入の減少と負債の増加に苦しんだことである。当時、ある保守的な農村指導者がまとめた『農民の窮乏と農民文化』という名称の報告書は、1928年にオーストリア農業は1ヘクタールあたり4シリングの利潤を上げていたとしたうえで、1929年には逆に9シリング、1930年には30シリングの損失を被っていると指摘した<sup>3)</sup>。

1931年10月22日に開催された東チロル地方マルタイ村(Martei)の村当局者会議の報告書は、市場での家畜売買価格の暴落(前年度の子牛1頭の取引価格450シリングに対し60～250シリング:筆者補)に起因する山間部農民の負債増加と、こうした状況が農業経営に与える影響を次のように記している。

「農民は負債のため破滅の脅威にさらされている....。負債額はチロル州貸付信託銀行(Tiroler-Landes-Hypothekenanstalt)だけで、住民一人あたり175シリングに達している。また、他の銀行・貯蓄銀行・ライファイゼン農業信用金庫からの負債額は、調べがたっただけで一人あたり約178シリングになる(これらの合計は農家の平均年間支出額の3分の1にあたる金額である:筆者補)。これに商店等に対する様々な借金が——調査は困難であるが——加わることになる。負債額は戦前よりも圧倒的に高くなって

いる。見過ごせないのは戦前よりも2倍、一部では3倍も高い金利負担である。これだけでもこうした家畜価格の時には、破局的な破産が免れなくなる。……。以上の結末は、増加の一途をたどる強制的取り立てと、農地の投げ売りである。土地から追い出された一家は、当然のことながら、住居も収入の方策ももたず、村の重荷になるばかりである。」<sup>4)</sup>

具体的な事例紹介は紙幅の関係上これにとどめるが、この時期残された各種の警察報告をみてもオーストリア全土で農民層の不満は高まりつつあったことが判明する。

## (2) 政府の対応

次にオーストリア政府の対応をみていくことにする。

危機的状況下、当時政権にあった大ドイツ党のショーバー (Johannes Schober) を首班とする「ブルジョア連合政権 (Bürgerblock: 大ドイツ党、キリスト教社会党、農村同盟)」は、1930年夏に「農業義損金法 (Notopfergesetz)」を制定して農村住民の救済に着手した。しかしながら、この法令はパン用の穀物を栽培する大規模農家 (下オーストリア州) の保護を主眼とする助成金策を骨子としていたため<sup>5)</sup>、零細農や他の農業産品に依存する農民の救済策とはなり得なかった。

その後、キリスト教社会党のエンダー (Otto Ender) とブレシュ (Karl Buresch) をそれぞれ首班とする二つの内閣で農林大臣として腕をふるったのは、後に首相として権威主義的な独裁体制を樹立 (1934年5月) することになるドルフス (Engelbert Dollfuß) であった。彼はキリスト教社会党の有能な政治家で農業問題にも明るかったとは言え、彼が採用した農業政策は穀物栽培農家保護を主眼としていた点では前任者と大差はなかった。具体的に、ドルフスは外国の安価な穀物に対して関税を増額することで国内産穀物を保護することを旨とし、実際に国内産の穀物価格は1931年には上昇の兆しを見せ始める。しかし、ドルフスの保護関税政策は同時に畜産・酪農飼料穀物価格の高騰と



いう負の副産物をもたらして、国内の中小畜産農家の経営に重大な支障をあたえることにもなった。ドルフスは、各国とのあいだで通商条約を締結して木材の保護にも尽力したが、木材価格の下落現象は止められず、林業に大きく依存するオーストリア西部、いわゆるアルプス諸州の農民の窮状を根本的に解決することはできなかった。その他、ドルフスは1931年10月1日に、「牛乳補償基金（Milchausgleichfondsgesetz）」制度を導入し、ダブつく牛乳価格の調整をはかったが、構造的に脆弱な西部の山間部農村に対する救済の切り札とはならなかった<sup>6)</sup>。

以上が、本稿が対象とする1930年代初頭の護国団運動をとりまく政治・経済・社会状況であった。冒頭でも述べたように、自ら「政党」への道を模索し始めた護国団は、この時期、その社会的役割を大きく変えようとしていた。

### （3）護国団（「郷土ブロック」）の『農業綱領』

護国団が初めて農業問題に言及したのは、1930年11月選挙用に作成された『郷土ブロックの連邦議会綱領（1930年）』の中である<sup>7)</sup>。「四ヵ年計画」という別称がその性格を体現しているように、この綱領は護国団の短・中期的活動方針をまとめたものであり、その内容は大きく「国家・法律領域における行動計画」と「経済領域における行動計画」の2つに分かれていた。このうち、前者では、同年5月の「コールノイブルクの誓い」で披露された「身分制議会（Ständerat）」創設による1920年憲法体制の最終的打破と行政改革案が主要な骨子となっていたが、全体に占める量的比重は高くない。一方の「経済領域における行動計画」には全体の3分の2が割かれていることから、護国団（ここでは以下、「郷土ブロック」）が当時の経済問題への対応を重視していたことがうかがわれる<sup>8)</sup>。

「経済領域における行動計画」のなかで、「郷土ブロック」は国内農業が抱えている問題点として、まず「オーストリア農業が現在の農業経営方法では、世界市場をめぐる競争に勝利する能力をもっていない」ことを指摘する。その原因を「郷土ブロック」は、外国農業が享受している有利な生産環境（自然条

件・安価な労働力)と、外国政府が自国の農産物に支払う輸出助成金に求めている。以上の解決策として、次の二点が提案される。それは、①世界市場における競争力をつけるための農業の育成、②前出の課題を達成するまでの間、外国農業との競争から国内農業を保護すること、である。

①の国内農業育成にむけて「郷土ブロック」は、教育と技術革新の重要性を指摘する。具体的には、「現在の農民子弟の都市流出をくい止め、彼らが都市プロレタリアート化することを防ぐことに寄与する」農業専門学校をすべての農村に設立し、各地区に共同組合形式をとり、「対象地域に見合った栽培方法のための実験施設」であると同時に農民が自由に農業機器を借りられる「農民にとっての機械・器具集積センター」となる模範農場を創設することであった<sup>10)</sup>。

さらに「郷土ブロック」は、「労働奉仕義務 (Arbeitsdienstpflicht) 制」の導入によって、失業労働者を農業部門の安価な労働力として提供することを提案している。これは、失業者を道路・治水・地味改良工事に振り分けるほか、さらに彼らを火災・水害・風害対策要員として使用するもので、一石二鳥の効果をもつと考えられていた<sup>11)</sup>。

農業労働力の確保という点で、農業労働者や住み込み奉公人層の保護策も提示されている。そこでは、工場労働者とくらべて農業労働者の雇用条件が劣悪な点が指摘され、新たに農業労働者団地の創設が訴えられていた。それは一定年数農業労働者あるいは奉公人 (Dienstbote) として就業した者は、国家の援助によって小さな農地と家屋を獲得する可能性を得るとするもので、これによってこうした階層の農業離れを防ぐことが目指されていた。また、農産物の販売・流通問題に関して、「郷土ブロック」は共同組合形式の農産物集積・出荷組織の創設を提案した。利点として、この組織を通じて、仲介商人の暴利獲得を防ぐこと、と同時に、市場の要求に応じて農産物の販売を調整することが可能になる、と強調される<sup>12)</sup>。

②の国内農業保護について、「郷土ブロック」はまず、「農産物の外国からの輸入は、穀物栽培農民、家畜飼育者、葡萄酒醸造農民の経営が成り立ちうる範

困でのみ許されるべきである」と主張する。さらに現在の問題は穀物販売と家畜販売の危機に集約されていると規定し、この両セクターの産物販売の可能性を高める方向で問題の解決をはかろうとしている。そのうち前者の穀物流通機構の改善策として、「郷土ブロック」は「穀物・小麦粉流通の集積センターの創設」を要求する。その任務は「国内穀物を生産費に相当する一定の価格で買い取ること」である。一方、外国産の穀物に対して、オーストリアの小麦生産高が国内需要を満たしていないという事情が考慮されたうえで、「不足分は外国から無関税で輸入する」ことになるが、輸入穀物は消費者や工場にわたる前に、一度上記の「集積センター」に集められた後、国内産穀物との間で価格調整がなされるとされた。後者の家畜の流通販売問題について、「郷土ブロック」は、まず外国産の食肉輸入が国内産の食肉農業を脅かしていると指摘する。とくに、社会民主党市政の管理下にあったウィーンの家畜市場であるザンクト・マルクス (St. Marx) における外国産の家畜輸入偏重の実態 (この『農業綱領』によれば、ウィーンの家畜市場に流入した肉牛は 1928 年に 14 万 8,752 頭であったが、そのうち外国産は全体の 8 割を占めていたとされる) をあげながら、「郷土ブロック」はその責任を社会民主党の管理委員会に転嫁する。さらに「郷土ブロック」は、「現行の家畜流通機構はその政党政治的な傾向によって機能していない」と批判し、こうした状況を変化させるために、「消費者と家畜飼育者の代表者から構成され、政党政治とは独立した販売組織」の創設を訴えている。彼らのプランによれば、こうした方法によってのみ、「輸入を必要なものだけに制限し」、現在の食用家畜と食肉間の価格格差の解消が可能とされた<sup>13)</sup>。

また、この『綱領』によれば、現行の農地税は「『単位面積あたりの収益』の土台となる現在の穀物・家畜価格を全く反映していない」と否定的に解釈される。そこで、こうした矛盾を解消し、税金負担によって貧窮しつつある農家を救済するために、「農地税は収益税に改組する」という要求が出される。また、同様に、農業経営の世代交代に伴う相続税に関する法令変更も要求のひとつとして提示される。つまり、その変更とは、農家が相続に際して税金を支払

えない状況にあることが判明した場合には、彼らはこうした税金の支払い義務から解放されるというものであった<sup>14)</sup>。

以上が、「郷土ブロック」つまり護国団運動が1930年秋の国民議会選挙に際して表明した農業問題の解決策であった。あくまでも私見に過ぎないが、筆者の見解では、この内容は当時の緊急状態に対応するにはあまりに即効性に欠ける項目の羅列に等しく思われる。窮乏化がすすむ地域では、住民が護国団に求めているものは、後述するシュタイアーマルクの事例をみても迅速で直接的な救済行動であった。

### III. シュタイアーマルク州郷土防衛隊の農業救済活動（1930年秋～1931年夏）

#### (1) シュタイアーマルクの指導者プフリマー

1922年4月、戦後の混乱の中シュタイアーマルク州の保守系自警団を「自警団連盟シュタイアーマルク (Selbstschutzverband Steiermark)」という団体に糾合したのはヴァルター・プフリマー (Walter Pfrimer) であった (1924年1月1日から「郷土防衛隊連盟シュタイアーマルク (Heimatschutzverband Steiermark)」に改称)。彼は1881年、下シュタイアーマルク地方のマールブルク (Marburg an der Drau) で生まれたプロテスタント教徒で、大戦後はユーデンプルク (Judenburg) 市を拠点に弁護士として活動していた。プフリマーは、1928年6月12日、護国団の初代全国指導者シュタイドルがオーストリア各地の自警団を統合するために結成した全国組織「オーストリア自警団連盟 (Selbstschutzverbände Österreichs)」の第二指導者に就任する。さらに、1930年9月に若き指導者シュターレンベルクがシュタイドルの後を襲って全国指導者に就任した後も、プフリマーは引き続き全国指導者代理に任命されている。護国団の台頭過程で常に運動中枢部にいたプフリマーは、1931年5月2日に、シュターレンベルクが個人的な事情 (多額の負債と農場再建問題) で運動指導部から一時的に離脱したのを受けて、全国指導者としての地位を継承した<sup>1)</sup>。



(写真2) 州都グラーツにおける護国団の示威行進風景 (1929年10月12日)。o. V., *Heimatschutz in Österreich*, Wien, 1934, S. 126より転載。



(写真3) 初代全国指導者シュタイドル (左) とプフリマー (右) (1931年)。Deutsches Bundesarchiv, Bild 102-12756, <http://de.wikipedia.org/wiki/Pfriemer>より転載。尚、写真の転載許諾については、<http://creativecommons.org/licenses/by-sa/3.0/>を参照。

カーステンの研究によれば、運動内では常に大ドイツ民族主義派に属していたプフリマーは、1927年頃から個人的にナチ党と良好な関係を維持しており、そのためかオーストリアの既成のカトリック保守政党との協力を表面的には重

視する姿勢をみせるシュターレンベルク派よりは、むしろナチス陣営に接近する傾向を持っていたとされる<sup>2)</sup>。

私見ではあるが、こうしたプフリマーの政治的スタンスには、彼が第一次大戦後の国境紛争に翻弄され、1919年にはサン＝ジェルマン条約を受けてセルヴィア・クロアチア・スロヴェニア王国（後のユーゴスラヴィア王国）に編入される運命をたどった下シュタイアーマルク地方マールブルク（現スロヴェニアの Maribor）の出身であったことも関係していよう。

## （2）シュタイアーマルク州における 1930 年 11 月選挙結果

では 1930 年秋から 1931 年夏にかけて、プフリマーが率いる運動はシュタイアーマルク州の住民からどのように評価され、どの程度の支持を得ていたのだろうか。ここではそれを理解するための指標として、1930 年 11 月 9 日の国民議会選挙での結果をみてみよう。

ちなみに、この選挙では、護国団の選挙団体として当時の全国指導者シュターレンベルクの肝いりで組織された「郷土ブロック」は、すでに述べたように路線の不統一もあり、全国で 6.2 %、22 万 7,197 票（8 議席）を獲得するとどまった（与党：キリスト教社会党 66 議席、農村同盟 9 議席とあわせて合計 83 議席、野党：社会民主党 72 議席、大ドイツ党 10 議席の計 82 議席<sup>3)</sup>）が、シュタイアーマルク州に目を転じれば、そこでは「郷土ブロック」の善戦ぶりが際立っていた。具体的に、シュタイアーマルク州の「郷土ブロック」は同州で 6 万 4,351 票（得票率 13 %）を獲得したが、これは運動が全国で獲得した総得票数の 28.3 %にあたる。

他の政党との比較をおこなってみよう。ちなみに、「郷土ブロック」は同州中北部の上シュタイアーマルク地方で、得票率 16.9 %、2 万 8,404 票を獲得したが、この地方において既成のブルジョア政党は前回の 1927 年国民議会選挙時に比べて、票数で 2 万 3,227 票を喪失している。同じく左翼の社会民主党も 7,918 票のマイナスとなった。他方、この頃ドイツで著しい躍進をみせたナチ党（オーストリア・ナチス）は 7,212 票を獲得したが、これは「郷土ブロック」

の得票数のわずか4分の1にすぎない<sup>4)</sup>。

つまり、こうした数値から明らかなように、少なくともシュタイアーマルク州においては、選挙民の護国団に対する期待は既成政党への失望を糧に確かに高まっていたということができよう。同時に、「刷新運動」として後にシュタイアーマルク州でも支持者を急速に集めることに成功するナチス党も、この時点では護国団の前ではあきらかに劣勢であったと言えよう。

### (3) シュタイアーマルク：1931年春

国民議会選挙から1ヶ月が経過した1930年12月6日付のシュタイアーマルク州の郷土防衛隊機関紙『パンター (Der Panther)』紙は、「郷土ブロック」の経済4ヵ年計画10ヶ条を掲載した。その第5条は「国内農産物の保護法制定」を提案するもので、第6条ではより具体的な農業政策が提示されていた。具体的にそれらは、農産物、とくに穀物の大都市への販売・流通機構の創設、食肉流通状況の調査、農業学校の創設、農業労働者のアパート創設、農地税の低減化などであった<sup>5)</sup>。とはいえ、これらは1930年11月選挙の選挙戦のなかで「郷土ブロック」が提示した『農業綱領』とその内容においてはほとんど同じものであると言わざるを得ない。

ところが、大恐慌の影響がさらに深刻化する1931年に入ると、シュタイアーマルクの郷土防衛隊の活動は急速に熱を帯び、その要求も税金支払いのモラトリアム等、即効性の高いものに変化してくる。

1931年4月25日の『パンター』紙には、新しく「7項目要求」が掲載された。その内容は、①行政部門における支出節約、②社会保険改革、③国内農産物保護法制定、④農業団体の改組と非政治化、⑤税金のモラトリアム、税制の簡素化、現物納入制の再導入、⑥最高所得額の低減化と二重所得に対する処置、⑦農業への低利クレジット貸与、であった。あわせて、「もし誰も我々を救済してくれないのなら、我々は自らの手で救済するだろう」という一文も付されていた点が目を引いた<sup>6)</sup>。

シュタイアーマルク州の郷土防衛隊は、5月に入るとこうした新聞キャンペ

ーンと並行して、各地で多数の農民を集めた抗議集会を頻繁に開催した。そこでは、政府や既成政党に対する不満が噴出し、会場参加者から「ウィーンへ進軍し、議会を追っ払え」<sup>7)</sup>等の過激な声も聞かれている。

ここでは、プフリマーが護国団の全国指導者に就任した直後の5月3日（なお、この日だけでシュタイアーマルク全州で16の農民集会が開催されたとされる<sup>8)</sup>）にグラーツ（Graz）で開催された集会の様子をみてみよう。グラーツにおけるこの日の集会には約600人が参加し、司会者には大土地所有者で著名な護国団指導者のひとり、ヴァルデネック（Egon Berger-Waldenegg）が選出された。第一演説者（Richard Mirtl、退役中佐・大土地所有者）は、政府の牛乳政策を批判し、農民達に決定的な時がくれば、あらゆる手段で自分たちの権利を守ることを要求した。この後に登壇した次の演説者（August Meyszener、州議会議員）は、農民と郷土防衛隊の連帯を訴えながら、現在の国家・経済体制が抱える問題を語気鋭く批判した。多少長くなるが、この演説は当時の住民の不満を集約していたと思われるので紹介してみたい。以下はその要約である。

「我々、郷土防衛隊員は農民の側に立つ。それは農民が郷土を真っ先に守ろうとしてきたし、郷土防衛を常に心がけているためである。オーストリアの状況はそれほど悪くはないであろう。ただし、政党が経済支配をやめれば、の話である。高給を享受する者がいる一方で、人々は飢えに苦しまなければならない。外国から鉄製品・石炭を輸入する陰で、労働者は失業保険を貰わなければならない。大帝国内にも国家官僚は200人（ママ）しかいなかったのに、今日の小さな国は500人（ママ）も抱えている。これは政党幹部を養うためである。各省庁の支出は絶えず増加している。とくに農林省の出張費は莫大である。オーストリアの農民は、自分達の豚を売り捌くことができない。その一方で、ポーランドから豚が輸入されている。それは、オーストリアではごく一握りのガリチア出のユダヤ人が豚肉市場を掌握しているためである。わが国の助成金経済政策に目をやれば、気分が悪くなるにちがいない。この金で職員の給料すら支払われている。



農業義損金もペテンだった。小農はなにも受け取らなかった。この金をあまり必要としない大農が受け取ったのだ。我々の隊列に混乱を持ち込むため、人々は郷土防衛隊が政党になったと非難している。他の政党にとって、我々の運動は不愉快なものであろう。それは我々が政党に加勢しようとしていないからだ。そして我々が政党経済とは歩調をあわせないという見解に立ったからだ。あまりに多くの人が、ボルシェヴィズムの危険性を過小評価している。その危険性は皆が考えているよりずっと大きい。というのは、ロシアは安価な作物を全欧州に運んでいるためである。またロシアの煽動家は全世界で活動している。ここでも農民は郷土を守るために真っ先に立ち上がるだろう。郷土防衛隊は農民の側に立つ。もはや『平和と秩序』を訴えるポスターの文字は何の役にも立たない。郷土防衛隊はオーストリアの没落を救った。そして再びオーストリアを窮状から救い出すであろう。<sup>9)</sup>

活動が熱を帯びたこの5月には、シュタイアーマルク州の郷土防衛隊に決断を迫る重要な出来事がオーストリアに起こっている。それは、オーストリア最大の銀行クレジット・アンシュタルト (Credit-Anstalt) が1億4,000万シリングにおよぶ損失を被ったことを公にし、各地で取り付け騒ぎが起きたことであつた。オーストリア経済の70%がこの銀行に依存するという状況下にあつては、このショッキングなニュースは国民に絶望をもって迎えられた。危機に直面した政府は即座に1億シリングの資金提供を実施した。また、同行を所有するロスチャイルド家と国立銀行もそれぞれ3,000万シリング (計6,000万シリング) の資金供与に応じたため当面の破局は免れたが、政府負担分は英仏が出資した資金をあてたため、不名誉にもオーストリア経済は両国の管理下に入ることとなつた<sup>10)</sup>。

これに対してプフリマーは、金融危機に動揺する農民救済のため、全国的規模で署名請願運動を組織した。それは、同行の首脳部を査問すること、また1928年から1931年にかけて月額2,000シリング以上の給与を受け取っていた

同行幹部に賠償義務を負わせることを主要な要求にすえていた。この運動の結果として、プフリマーは、同年夏までに全国で約 62 万もの署名を集めて国民議会に提出したが、彼の要求は無視された<sup>11)</sup>。こうしてプフリマーに残されたのは、より過激な直接行動による権力奪取の道であった。いよいよ「ウィーン進軍」の時機が到来したと思われた。

#### (4) 小括

以上みてきたように、1930 年 11 月選挙における綱領の中で、初めて農業問題に対する公式見解を明らかにした護国団（＝「郷土ブロック」）ではあったが、第Ⅱ章でみた 1930 年代初頭のオーストリアの農村社会の実情と照らしてみても、その内容が農村住民の期待を反映していたとは言いがたい。この『農業綱領』が作成された時期が 1930 年の秋であったことを斟酌しても、綱領の主要な構想となっていた農業学校の設立や、各種の集積センター・農業労働者のアパートの創設案などは、たとえ実現をみたとしても、その効果が現れるにはかなりの時間を要したであろう。

一方、シュタイアーマルク州の組織は、1930 年の『農業綱領』に提示された護国団の基本的要求を引き継ぎながらも（「10 項目要求」）、経済状況の悪化にあわせて、組織的活動の分野では機敏な対応を示していた。とくに、シュタイアーマルク州を中心に 1931 年の春から夏にかけて集中的に開催された多数の農民集会活動や署名請願活動における活躍は、ナチス党が進出する以前のオーストリアでは、この運動が農村住民の「救済」を実現する唯一の行動者となる可能性を暗示していたのである。

#### Ⅳ. 分岐点としての「プフリマー・プッチュ」（1931 年秋）

##### (1) 経過

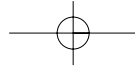
プフリマーは 1931 年 9 月 12 日夜の動員命令（Aufbietungsbefehl）に続き、布告『オーストリアの人民よ！（Volk von Österreich!）』と『暫定的憲法草案

(Provisorisches Verfassungspatent)』を発表した<sup>1)</sup>。後に「オペレッター揆 (Operettenputsch)」とも呼ばれる政治的茶番劇の始まりである。

12日の夜から翌13日の午前中にかけて、武装した約1万4,000名の郷土防衛隊員がシュタイアーマルク州内で多くの拠点を占拠した。上シュタイアーマルク地方ではほぼ全域が郷土防衛隊員の支配下におかれ、各地で政敵の逮捕や路上封鎖が実施された。州都グラーツはハンス・ラウター (Hans Rauter) が率いる大部隊に包囲され、フォイツベルク (Voitsberg) 近郊では、6個大隊が州都への出撃命令を待ちながら待機中であった。シュロスベルク (Schloßberg) はすでに団員によって占領されていた。同時に、上オーストリア州の精鋭と合流して600人になった部隊は、車輜に分乗し、さらに下オーストリア州の部隊とともに、ザンクト・ペルテン (St. Pölten) 経由でウィーンに向かう予定であったといわれる<sup>2)</sup>。

しかしながら行動開始から24時間も経過していない13日の午前中の内に、この軍事行動の失敗が明らかとなる。当初、プフリマーと行動をともにすると思われていた、シュタイアーマルク州知事アントン・リンテレン (Anton Rintelen) は、彼に対し軍事行動の即時停止を要求した。社会民主党も党の軍事組織であった共和国防衛同盟 (Republikanischer Schutzbund) を動員し、正規軍もゆっくりとではあったが迎撃態勢を整えつつあった<sup>3)</sup>。

何よりもプフリマーの誤算となったのは他州の護国団指導者達が彼と行動をともにすることがなかった点である。唯一、プフリマーの動きに応じた部隊を動員したのは隣の上オーストリア州の組織であったが、ここでも具体的な作戦は決行されることはなかった。西部のチロル州では、シュタイドルが即座にウィーン政府に対して忠誠を誓い、プフリマーに何ら協力する意図をもたないことを表明した。南隣のケルンテン州では、州指導者のヒュルゲルト退役将軍 (General Hülgerth) がチロルの指導者と類似した見解を表明した。ウィーンを取り巻く下オーストリア州では、指導者ラープ (Julius Raab) がクーデターを強く非難した<sup>4)</sup>。当時、上オーストリア州の所領に引きこもることが多かった前全国指導者シュターレンベルクも目立った行動は起こしていない。政府はシ



ユターレンベルクもこのクーデター計画に何らかの形で関与したと確信していたものの、彼を逮捕する意志はもっていなかったとされる<sup>5)</sup>。

事ここに至って、プフリマーによって企てられた「ウィーン進軍」計画の失敗は明白であった。失敗に終わったクーデターの「収支決算」は、以下の如くであった。護国団側に逮捕者が140名出た他、小銃2,217挺、機関銃34挺、鉄兜1,000個、銃剣500本余りが当局に押収された。また、事件後、指導者240名が当局の尋問を受け、4,000名が何らかの形で告発された。人的被害は、護国団員1名がこの軍事行動に際して死亡、翌14日に、隣の上オーストリア州でさらに1名が死亡したにとどまった。プフリマーは護国団全国指導者としての地位を放棄し、数名の部下とともにユーゴスラヴィアを經由してドイツ・バイエルン州のランベルク(Lamberg)に逃亡した<sup>6)</sup>。事件後、オーストリアに自首のため帰国したプフリマーを含む首謀者に対する裁判が行われたが、1931年12月18日、「被告の心情に近い」とされる裁判員によって無罪判決が下されている<sup>7)</sup>。

## (2) 政治的影響

事件後、空白となったシュタイアーマルク州の指導者ポストは、とりあえずクーデターとは無関係と思われた数人の政治家達の手に乗せられた。1932年5月8日、事件後も「名誉州指導者」に任命され運動内にとどまっていたプフリマーがシュタイアーマルクの護国団(郷土防衛隊)を脱退(翌年2月24日にナチ党加入)したことをうけて<sup>8)</sup>、同18日、最終的に州の指揮権はナチス・シンパのコンスタンティン・カマーホーファー(Konstantin Kammerhofer)が引き継いだ。

もちろんのこと、クーデター未遂事件がもたらした混乱は、シュタイアーマルクだけの問題ではなく、全国レベルで見られたものである。事件後、全国指導者のポストには再びユターレンベルクが就任し(9月22日)、組織の整備と政府との関係再構築が計られるが、事件前からみられた組織内の対立とほころびはさらに拡大し、州組織間の連携はほとんど不可能になる。元来、護国団

内では過激派に属し、もともとナチスとの関係が良好であったシュタイアーマルク州はもとより、他州でも今回のクーデター失敗の経緯に失望した隊員も少なくなく、彼らは自分たちの運動指導者がみせた消極的な対応を批判した。さらにいくつかの護国団組織においては、批判を超えて公然とオーストリア・ナチスとの連携を模索する動きも見え始める。

1931年10月には、シュタイアーマルク州の郷土防衛隊指導者がケルンテン州クラゲンフルト（Klagenfurt）でナチスとの協力関係の構築を提案し、数日後、これを受けてグラーツで両組織員がそれぞれの制服を着用して臨んだ政治集会が開催されている<sup>9)</sup>。カーステンが紹介したケルンテン州の警察報告（1931年11月9日付）によれば、両陣営の共闘は「都市部と農村部の不満を抱く多くの民衆を過激化させ、オーストリア政府と議会に対して扇動すること」を目的に、ケルンテン州の他、ザルツブルク州、上オーストリア州、下オーストリア州にも拡大しつつあると述べられている<sup>10)</sup>。

このようにプフリマーによるクーデター事件は、運動内に修復不能と思われる混乱状況を生み出すことになった。より重要なのは、プフリマーの企ては失敗に帰したが、その結果農村部の窮乏状態が解決された訳ではなかった点である。ここではさらに事件直後の1931年10月から11月にかけて、シュタイアーマルクと隣接する下オーストリア州の農村地帯を廻った警察視察官の報告を参考にしながら、当時の地方社会の雰囲気のみておこう。

### （3）クーデター後の農村社会

当時（1931年11月）、下オーストリア州の農民層の生活状況と動向をつぶさに調査した報告書（ウィーンの警察本部が視察官を派遣して作成：筆者補）を読めば、まず、第Ⅱ章で紹介したオーストリア政府の農業政策の「効果」の程がよく理解できる。

同州西部の大きな自営農（80～120ヨツホ<sup>11)</sup>）が集中する地域（Haag、Aschbach、St. Valentina）では、農産物価格の低さに対する不平は見られるものの「農民の暮らし向きは一般に良好で、経済危機の巻き添えにはなっていない」

と述べられている。同様に、大農層が多い東部地方（Gänsendorf、Lasse）でも、農民の境遇は良く「急進的行動の兆しも見られない」ことが伝えられている<sup>12)</sup>。

これに対して、小農層が居住する丘陵地帯（Waidhofen a.d. Ybbs）では、飼料不足に端を発して家畜の飼育数が減少し、住民の多くが負債に苦しんでいるとされる。同様に、葡萄栽培に携わる東部の小農地区（Matzen）では、「農民の一部が多額の負債を負っており」、「債務支払いに農産物（葡萄、ライ麦、家畜）を捨値で売りさばいている」、と記されている。州中南部の山間部農村地帯（Hainfeld、Gölsen 溪谷）でも、木材価格の暴落が住民を苦しめていること、家畜飼育農民が飼料不足に困り、ドイツや隣州からツケでエサを購入しているため彼らの負債が増加していることが伝えられている。より状況が緊迫していたのはウィーン近郊の砂糖大根栽培地帯（Himberg）であった。ここでは、「巡回したすべての地区で、家屋の売却・差し押さえ・破産農民を耳にする」こと、進行する農民の貧窮化の原因が農民によれば「増加し続ける税金」と、「低価格の農産物」にあるとされる<sup>13)</sup>。

つまり、政府の農業政策は穀物栽培や多角経営を行う平野部の大農層を保護する政策としては機能していた反面、家畜・木材・葡萄などに依存する丘陵部から山間部の中小農にはその恩恵は行き渡ってはいなかった、と結論づけられよう。

こうした農村経済の逼迫状況が、政府の政策の恩恵を受けられなかった農村住民達の間には既存政党に対する不満を増幅させたことは容易に予想できよう。事実、当時の警察報告のなかにもそうした記述は多く見受けられる。ここではその端的な例として、1931年10月のザルツブルク州のとある山村（Rauris）の状況を記した郡警察本部の報告を紹介しておこう。

「この地方の農民は、農業生産量が比較的少なかったこと、そのため穀物や飼料を購入する必要に迫られたため極めて悲惨な状況にある。情勢はとくに劣悪な家畜・材木価格のため—価格半減—深刻化している。この地方の農民階層は負債を負っている。（中略）。農村住民間では、とくにこれ

までの指導者に対する反発と不信感が顕著となっている。それどころか農民は、かれらの公正な要求（税の減額・是正措置、家畜および木材価格の改善、基本食料・必需品の価格高騰阻止：筆者補）が拒否された時には、暴力行為も辞さないとする見解を表してもいる。つまり、農民達がかれらの指導者（キリスト教社会党や農村同盟などの既成政党：筆者補）には従わず、急進的な指導者に身を任せたり、自衛行為に走る危険性が存在している。自衛行為とは、税金の支払いを拒否することであり、さらには政府や行政当局に対する公然の闘争である。（中略）。農民とくに山村部の農民の窮状は実際にひどいものである。だれもが膨大な負債を負っている。より良い時代への展望の欠如、豊かな収入に対する失望、食料必需品価格・納税額等への失望が、農民を絶望に駆り立てている……。」<sup>14)</sup>

ここで明らかとなるのは、経済危機が進展する地方ではこれまで農民階層と良好な関係を築いて来た保守系の既成政党、つまりキリスト教社会党や農村同盟への信頼が地に落ちつつある状況である。さきに紹介した下オーストリア州の農村状況報告にも、同州西部地方のうち経済状況が良好な大農経営が支配的な地域（Haag, Aschbach, St. Valentina）では、農民は政府の税金・財政政策を承認してはいないものの、「彼らのほとんどはキリスト教社会党系であり、基本的に政府には反対していない」という指摘がある<sup>15)</sup>。

これに対して、この報告を記した視察官は、同じ州西部でも経済危機に直面していた小農層居住区（Waidhofen a.d. Ybbs）では、前地区とは対照的に「農民は明白に政府と議会に反対の立場にある」こと、住民のかなりが「農民達がこの冬にも政府と国民議会の打倒行動に移ると信じている」こと、この地域の農民の「約70%までが護国団の支持者」であり、「シュターレンベルクに期待を寄せている」とも指摘している<sup>16)</sup>。

他の視察官は、経済的窮乏化が進む下オーストリア州中南部の山間部の農村住民の政治的動向を次のように指摘している。

「農村住民はその大部分がキリスト教社会党陣営に味方している。また少数は政治的には農村同盟に所属している。しかしながら、こうした農民のすべてが政治的論争のなかでは護国団綱領と極めて類似した世界観を發展させつつある。護国団は今月に入って各所でシュターレンベルクが演説者となる集会を開催する予定であると噂されている。すでに農民層の間ではこれらの集会に対する期待がみなぎっている。」<sup>17)</sup>

このように、プフリマーのクーデター失敗後も、経済的な困難が続き逃げ場のない状況に置かれた農民層は、その不満の捌け口を引き続き護国団運動に求めていたことが理解できる（なお、オーストリア・ナチスの台頭がみられるのは1932/33年のことである）。また、少なくともこうした視察官報告を見る限りではあるが、プフリマーの失脚後、シュタイアーマルク以外（少なくとも下オーストリア州）の窮乏化する地方住民の期待は再度護国団の全国指導者に就任したシュターレンベルクに向けられていたことも判る。しかしながら、こうした報告が出されてからわずか半年後には、シュターレンベルクが率いる護国団運動は一転して存立の危機に陥ることになった。その原因は、護国団最大であったシュタイアーマルクの組織が、シュターレンベルクと訣別し、オーストリア・ナチスとの共闘路線を公然と目指したことによる。

#### V. シュタイアーマルク州の護国団（郷土防衛隊）組織の分裂（1932年春～1933年春）

##### （1）「親ナチス派」の新運動綱領

1932年5月18日にカマーホーファーが指揮権を確立したシュタイアーマルク州の護国団（郷土防衛隊）内では、彼を軸としてナチスとの共闘関係を重視するグループと、全国指導者に返り咲いたシュターレンベルクを軸にキリスト教社会党との政治的協力関係の維持をめざすグループとの対立が抜き差しならない状態となった（とは言え、シュターレンベルクが一貫してキリスト教社会



党の忠実な信奉者だったという訳ではなく、1932年4月、彼がベルリンを訪れ密かにヒトラーと直接的連携の可能性を模索していたことも今では周知の事実である<sup>1)</sup>。そしてこの対立は、1932年5月27日、「親ナチス派」が独自に急進的な『12箇条綱領』を発表し、全国指導者シュターレンベルクと袂を分かちつという決定を下すに至り修復不能の状態になった。「親ナチス派」は公式には「シュタイアーマルク州郷土防衛隊 (Steirischer Heimatschutz)」という組織名を採用したが、一般にはグループの州指導者の名前をとって「カマーホーファー派」と呼ばれることが多かった。

こうした事態に危機意識をもった、州西部ムーラウ (Murau)、州東部のフェルトバッハ (Feldbach)、同じく東部のハルトベルク (Hartberg) 三地区の指導者は、ナチスへの接近を鮮明にした「シュタイアーマルク州郷土防衛隊」から脱退して、シュターレンベルクに忠誠を誓う「シュタイアーマルクにおけるオーストリア郷土防衛隊 (Österreichischer Heimatschutz in der Steiermark)」を組織した。このグループは一般には「シュターレンベルク派」と呼ばれ、1933年3月には全国指導者のシュターレンベルクの直属組織となった<sup>2)</sup>。ここにシュタイアーマルクの護国団組織は完全に二分した。

「カマーホーファー派」つまり「親ナチス派」の思想的特徴は、なによりもナチスの主張を連想させる国家体制観・人種観に最も明瞭にみることができる。ここでは彼らが1932年5月に発表した『12箇条綱領』のうち、重要と思われる第2、5、7、10、11条の内容を検討していこう。

まず第2条の内容は、端的にヒトラーの主要な主張のひとつであるアンシュルス (独逸合邦) 要求と位置づけることができる。具体的にそこでは、郷土防衛隊は「オーストリアを内外に向かってドイツ民族国家に発展させることを主要な課題とする」と強調したうえで、郷土防衛隊が闘争の対象とするものとして「ドイツ帝国との国家的統一を妨害する可能性をもつあらゆる政党活動・帝政派の活動」をあげている。さらに、同派によれば、国家形態をめぐる問題はドイツ帝国との統一がなされたうえで、初めて解決されることになっていた。

第5条と第7条は、将来のオーストリアの国家形態に関する「シュタイア-

マルク州郷土防衛隊」の回答であったが、それは以下の内容をもっていた。

「(第5条) 郷土防衛隊は有機的に構築され、身分的に分割される社会的・権威主義的な民族国家の実現に努力する…。(第7条) 郷土防衛隊は中央集権的な計画経済(共産主義・社会主義)と対決し、自由主義的経済秩序もあわせて拒否する。郷土防衛隊は健全な個人経済を約束する有機的経済秩序を擁護する。しかし、民族の至福が個人の至福に優先する。経済政策を指導するのは、身分的組織によって支えられる国家権力である。」

さらに第10条と第11条では、これまで護国団が公式的要求に採用することを避けてきた人種問題についての見解が提示されるとともに、隊員を「アーリア人種」に制限する規定も付されている。

「(第10条) ゲルマン人種意識の育成と崇拜は、郷土防衛隊のフェルキッシュ(völkisch) 政策の自明の前提となる。(第11条) 郷土防衛隊の構成員になれるのは、上記の運動方針を認め、これに従うアーリア民族の同志に限られる。」<sup>3)</sup>

以上をみても明らかなように、「シュタイアーマルク州郷土防衛隊」つまり「親ナチス派」の要求は、ナチスの理念とかなりの親和性を持つようになっていた。なかでも、オーストリアの国家的矛盾を解消するための最重要課題として、アンシュルスを設定したことや、また反ユダヤ主義を直接明示する表現はないものの、人種概念としての「ゲルマン人種」、「アーリア人種」概念の採用は、明らかにナチスへの思想的接近を意味していた<sup>4)</sup>。しかし、「親ナチス派」の要求の中には、過渡的にこれまでの護国団の要求を継承していることも確認できる。それは、かつての「コールノイブルクの誓い」のなかで謳われた身分制国家の創設要求に最も顕著であろう。

## (2) 「親ナチス派」と「シュターレンベルク派」の対立

こうした思想的接近に歩調をあわせるように、「シュタイアーマルク州郷土防衛隊」つまり「親ナチス派」は、1933年に入ると日常的な活動の面においてもオーストリア・ナチスと行動を共にすることが多くなっている。

1933年3月のシュタイアーマルク州郡警察本部報告は、この点を次のよう

に指摘している。

「カマーホーファーの指揮下にある『シュタイアーマルク州郷土防衛隊』は、ナチスのプログラムと目標に接近している。彼らはフェルキッシュ路線を踏襲し、(オーストリア)政府の政策に対決姿勢を示し、... あらゆる機会を利用して新選挙とアンシュルスを要求している。『シュタイアーマルク州郷土防衛隊』が、現在、ナチス運動に共鳴していることは、3月に、地区支部隊員がナチ党の行事(勝利祝典、告知集会、行進など)に制服のまま参加していることから明白である... そこで郷土防衛隊の参加者は、ナチス運動の強化を歓迎する発言を行っている。」<sup>5)</sup>

こうした組織的分裂状況の中で、「シュターレンベルク派」は、「本来の郷土防衛隊思想を捨て、ナチスと同盟を結んだ」<sup>6)</sup>という理由で「親ナチス派」を激しく非難し、同派およびオーストリア・ナチスとの対決姿勢を強めるとともに、1933年3月の国民議会閉鎖事件を機に権威主義体制の創設に乗り出したキリスト教社会党を擁護する立場を鮮明にしていた。

1933年3月の郡警察本部の報告は、13、14日の両日に、グラーツとその近郊(Voitzberg、Leibnitz、Radkersburg、Bruck、Leoben)地区で飛行機から、「親ナチス派」を中傷するビラが散布されたことを伝えている<sup>7)</sup>。

また1933年8月のシュタイアーマルク州郡警察本部は、「シュターレンベルク派」の7月の活動状況と各集会における主張の内容について、次のような報告を内務省に行っている。

「シュタイアーマルクでは7月に12の集会——グラーツを除いて——があった。集会で演説者は、すべての愛国者を郷土防衛隊に結集し、祖国の再建に努力している現在のドルフースの権威主義政権を支援するように訴えた。さらに、青少年を愛国精神に基づいて教育すること、公共生活の徹底的刷新... を要請した。その他、オーストリアの過去は決して否定さ

れてはならないこと、オーストリアには異質な現象であるナチズム... が、我が祖国で... 支配者になることは決してあってはならないこと、などを述べた。」<sup>8)</sup>

いずれにせよ、国家体制の在り方をめぐる運動路線の対立に端を発して生じた、シュタイアーマルク州の護国団運動の分裂状況が、この運動から大衆運動としての活力を奪い、結果的に、オーストリア・ナチスのその後の台頭に大きく関わっていたことについては疑念をはさむ余地はない。

### (3) 新しい勢力分布

シュターレンベルクにとって、「親ナチス派」の護国団からの脱落はきわめて不都合な状況を生み出すことになった。それは、隊員数のうえで「親ナチス派」が「シュターレンベルク派」を完全に凌駕していたためである。1933年5月の時点での両派の勢力関係をみても（下記第2表参照）、「親ナチス派」は「シュターレンベルク派」にくらべて地区支部数で約2倍（186：93）、構成員数で5倍近い（1万5,207人：3,842人）勢力を有していた<sup>9)</sup>。

（第1表）シュタイアーマルクの郷土防衛隊の地区支部数および構成員数（1929年）

地区支部	580
隊員数	29,300
（行動部隊）	10,350
（予備部隊）	6,500
（地域防衛隊）	12,450
支援者	54,000
隊員および支援者合計	83,300

（出典）Heimatschutzverband-Steiermark Graz, am 4. Sep. 1929 (Zl. 164. 189-8), in: AVA/BKA-Inneres, Kt. 4865.

(第2表) シュタイアーマルク州の郷土防衛隊両派の地区支部・構成員数比較表 (1933年)

	「シュタイアーマルク郷土防衛隊」 (カマーホーファー派)		「オーストリア郷土防衛隊」 (シュターレンベルク派)	
	地区支部数	構成員数	地区支部数	構成員数
Graz I (M)	16	844	9	310
Graz II (M)	19	516	9	206
Voitsberg (M)	9	1,267	1	32
Feldbach (O)	6	379	12	755
Weiz (O)	12	497	3	186
Hartberg (O)	12	578	8	276
Leibnitz (O)	11	386	5	212
Deutschlandsberg (O)	7	262	15	662
Radkersburg (O)	5	640	—	—
Leoben (M)	14	2,640	—	—
Judenburg (M)	26	2,321	4	239
Murau (W)	3	55	21	768
Bruck a. d. M. (M)	16	2,933	4	136
Mürzzuschlag (M)	14	1,259	2	60
Liezen (W)	6	258	—	—
Gröbming (W)	10	372	—	—
計	186	15,207	93	3,842

(出典) Landesgendarmariekommando für Steiermark, An das BKA, Generaldirektion für die öffentliche Sicherheit, Graz, am 22. Juni 1933; Steirischer Heimatschutz (Kammerhoferrichtung); Tätigkeit im Mai 1933 (Zl. 177.530/33); ders., Graz, am 22. Juni 1933; Österreichischer Heimatschutz (Starhembergrichtung); Tätigkeit im Mai 1933 (Zl. 177.530/33), in: AVA/BKA-Inneres Kt. 5135 から作成。尚、地名の後の (W) は西部を、(M) は中部を、(O) は東部を示すもので、筆者が参考のため付したものである。

上表からはさらに以下のような興味深い傾向を指摘できる。

第一は、1933年6月の段階では、シュタイアーマルク州西部の山間部には、「シュターレンベルク派」にはもはや地区支部を維持できない地域が出始めているという事実である。それらは具体的に、リーツェン (Liezen)、グレープミンク (Gröbming) などの地区である。「シュターレンベルク派」の地区支部が存在しているその他の西部地域でも、いわゆる「親ナチス派」の優勢は明らかである。ただし、同じ西部でもムーラウは先に述べたように地区指導者が「親

ナチス派]からの脱退を決定したため、「シュターレンベルク派」が優勢を保っていたと推論できよう。

第二は、地形的に平坦部が多い東南部地方では、西部とは正反対の傾向が確認できることである。この表からもそうした地域（例えば、カトリック教徒98.7%のフェルトバッハ（Feldbach）地域）では、キリスト教社会党と深い関係にあった「シュターレンベルク派」が、総体的には地区支部と団員数の維持に成功していることが判明しよう。ただし、同じ東部でもフェルトバッハ地区やドイッチュランツベルク（Deutschlandsberg）地区以外では、この時期、各地区において「シュターレンベルク派」が劣勢に立ち始めていることが指摘できよう。なかには、ラートケルスブルク（Radkersburg）地区のように「シュターレンベルク派」の地区支部がすでに存在していない地区もある。

第三に、大都市が多いシュタイアーマルク州中部でも、概ね「親ナチス派」が優勢であった。プフリマーの地盤であったユーデンプルクでは同派が「シュターレンベルク派」を約10倍の構成員数で凌駕しているし、州都グラーツにおいても前者は後者の2倍以上の勢力を保持していたのである<sup>10)</sup>。

つまり、数年前までは同じ指揮系統に統一されていたシュタイアーマルク州の護国団では、1933年の5～6月にかけて、州の中西部を中心に全国指導者シュターレンベルクの意向に従わずに（と言うよりはっきりと敵対し）、ナチスの世界観に公然と接近する独自のグループが明らかに優勢となっていたという結論を導きだすことができよう。

#### （4）他州の状況

シュターレンベルクおよびその政治的同盟者であるキリスト教社会党のドルフスにとって由々しき問題となったのは、最大組織のシュタイアーマルクの郷土防衛隊内でナチス・シフトが大規模に起きつつあったという事実だけではなく、類似の分裂現象や護国団からオーストリア・ナチスへの移行現象が各州で見られたことである。

ケルンテン州ではナチスに接近するグループが「ドイツ系オーストリア郷土

防衛隊（Deutschösterreichischer Heimatschutz）」を結成し、最終的にこのグループはナチスの指揮下に入っている（1931年11月12日付資料から）。上オーストリア州のリンツ（Linz）では護国団員の減少とともに、脱退者の多くがナチ党に加入したことが伝えられている（1934年4月12日付資料から）。ブルゲンラント州では、他州の動きとは対照的にシュターレンベルクに忠誠を誓うグループと運動の急進化に反発するキリスト教社会党系の「ブルゲンラント州防衛隊（Die burgenländischen Landeschützen）」に二分された（1931年から1934年にかけての複数の資料から）。チロルでは、大規模な地区支部はもはや護国団内に事実上存在していないこと、多くの農民が脱退の意志を表明していること等が報告されている（1933年4月4日付資料から）<sup>11)</sup>。

かかる離脱・移行現象は、当然のことながら護国団の団員数を大きく減少させることになる。カーステンが紹介したドイツ外交官報告によると、1933年秋の時点で、護国団員数は上オーストリア州約1万5,000人、下オーストリア州1万2,000人、ウィーンとチロルでそれぞれ3,200名と3,000名を数えるにすぎなかったとされる。ブルゲンラント州、ケルンテン州、シュタイアーマルク州、ザルツブルク州では運動内のマジョリティはナチス寄りであり、護国団に残る団員数はかつてない程減少したとされる（4州の合計：3万3,200人）<sup>12)</sup>。

こうして四分五裂となった護国団は、運動崩壊の危機に喘ぐ一方、その議会外における「救済者」としての役割を、この頃、ドイツでの躍進状況を背景にオーストリアでも目覚ましい発展を遂げ始めたナチス勢力に急速に奪われることになる。

## VI. 結びにかえて

その未熟な農業政策にもかかわらず、護国団運動を既成政党に代わる窮状打開の「救世主」とみなす一部の中小農民層の期待は——経済状況を背景に地域差があったとは言え——1931年の時点では明らかに各地に存在していた。そうした期待を背景に、最大勢力数を誇っていたシュタイアーマルク州でプフリ

マーが実行に移した署名運動は大きな盛り上がりを見せた。つまりこの頃、この運動は政府への圧力団体としての役割を十分に果たしていたと言えよう。しかしながら、こうした要求が政府に無視されると、同年秋にシュタイアーマルク州郷土防衛隊によるクーデターが企てられたが、その失敗にいたる過程で各州指導者間の深刻な対立が露呈し、一転して護国団運動は分裂の危機に陥ることとなった。

反マルクス主義と議会制民主主義の軽視という点については共通点をみいだしながらも、各指導者がその実現をめざす国家体制像にはあまりにも大きな隔たりがありすぎた。なかでも、ナチス台頭下の隣国ドイツとの関係をどうするかという問題、つまりアンシュルス（独逸合邦）に対する主要指導者間の異なるスタンスは、運動内の亀裂を決定的なものにしていく。その最たる例が、シュタイアーマルク州組織の多数派が1932年5月に親ナチス路線を公言して、オーストリアのキリスト教社会党との協力関係を前面に出したシュターレンベルク派との競合を開始したことであった。そしてこの局面をコントロールできなかった全国指導者シュターレンベルクの指導力は大きく揺らぎ、1933年春から夏にかけて護国団構成員の運動からの離脱現象が顕著に見られるようになった。まさに運動は衰退の方向に向かいつつあった。

こうして大衆政治運動として最も重要な要素である統一性と勢いを失った護国団運動は、窮乏化とともに従来の既成政党との社会的紐帯から離反しつつあった大衆の支持を獲得することに失敗し、本稿でもみたように、一部の住民によって熱烈に期待された「救済者」としての役回りをあらたな「刷新運動」として登場したオーストリア・ナチスに奪われることになった。

\*

護国団運動を破滅の淵から救ったのは、皮肉にも、ヒトラー政権誕生という追い風の中、アンシュルスの早期実現を求めて行動を一気に過激化させたライバルのオーストリア・ナチスであった。オーストリア首相ドルフースと、祖国オーストリアに多大な関心を示したドイツ新首相アドルフ・ヒトラーとの外交的軋轢は、必然的にオーストリア・ナチスに対する政府官憲の締め付けを厳し



いものにした。これに対して、オーストリア・ナチスが数々の爆弾テロや襲撃事件（6月11日にはチロルの護国団指導者シュタイドルが標的となり重傷を負った）を引き起こすと、ドルフスは1933年6月19日にオーストリア・ナチスと、これへの傾斜を強めていた「シュタイアーマルク郷土防衛隊」いわゆる「カマーホーファー派」を非合法化するという強行手段をとった。禁止措置発令後、オーストリアのナチ党指導者、一般黨員、ナチス・シンパはドイツへ逃亡し、1938年までその多くがドイツにとどまることになった<sup>1)</sup>。こうして結果的に、護国団の全国指導者シュターレンベルクを悩ませていた運動内の分裂、とくに「親ナチス派」との競合問題は表面的には一段落した。

シュターレンベルク率いる護国団は、1932年5月のドルフス政権誕生以降、議会内での多数派工作に苦慮していた首相を支える盟友として、政権内では重要な閣僚ポストを引き続き担当することに成功した（第一次内閣で通商・交通相、第二次内閣で内務相、第三次内閣で副首相、司法相、社会行政相、無任所相）。こうして、護国団は深刻化する政治・経済的危機のなか急速に反動化しつつあったキリスト教社会党の政治的同盟者として、後に社会民主党の破壊（「1934年2月事件」）と「身分制国家」の外観をまとった独裁体制の樹立（1934年5月）に手を貸すことによって、かつて1930年5月に「コールノイブルクの誓い」の中で宣言した自分たちの要求を部分的に実現することになる。

ドルフスが1934年7月25日にオーストリア・ナチスのクーデターにより首相官邸で殺害された後も後継首相シュシュニク（Kurt von Schuschnigg）のもとでシュターレンベルクが副首相に就任するなど、護国団は一定の政治的影響力を保持することには成功する。護国団がオーストリア第一共和国における、その政治的役割を完全に終えたのは、1936年10月7日、シュシュニクのイニシアティブにより護国団の解散と他の類似準軍事団体との強制統合が、護国団系閣僚は引き続き閣内に残ることとあわせて正式に閣議決定された時であった。

## 注

## 第I章

- 1) Heimwehr はわが国では一般に護国団と訳出されているが、この名称は第一次大戦直後各地に成立した自警団のうち、後にファシズム的発展をとげた組織の総称として使用されていたものである。本稿では各州組織の具体的名称に多かった Heimatschutz は「郷土防衛隊」と訳すこととするが、基本的には総称である護国団と同義と理解されたい。
- 2) 例えば注 13) にまとめた拙稿を除いて、矢田俊隆「初期の『護国団』 Heimwehr 運動について」『北大法学論集』36-1・2 (1985 年)、1 - 38 頁がある。
- 3) Walter Wiltschegg, *Die Heimwehr. Eine unwiderstehliche Volksbewegung?*, München, 1985, S. 292.
- 4) Clifton Earl Edmondson, *The Heimwehr and Austrian Politics 1918-1936*, Athens, 1978, p. 59.
- 5) Wiltschegg, *a.a.O.*, S. 275.
- 6) Francis L. Carsten, *Faschismus in Österreich. Von Schönerer zu Hitler*, München, 1977, S. 122.
- 7) 以上の経緯については ebenda, S. 162ff. を参照。
- 8) シュターレンベルクは、広大な領地をもつ名門貴族の両親の間に 1899 年 5 月 10 日、上オーストリア州エーファディング (Eferding) 城で生まれている。1917 年、シュターレンベルクは、イタリア戦線に出征して竜騎兵部隊を指揮、その榮譽が称えられ英雄勲章を受章した。1918 年の退役後は、自農園で略奪者に対抗するため自警団の組織化に従事している。1920 年秋、インスブルック大学で学業を開始したシュターレンベルクであったが、「志願義勇軍」に参加してシュレージエンに出征したのち、1923 年には 24 歳でヒトラーの「ミュンヘン一揆」に参加した。その後、1926 年にオーストリアに帰国したシュターレンベルクは次第に護国団運動との関係を深めていく。1929 年 7 月 13 日、30 歳で上オーストリア州郷土防衛隊指導者に選出されたのち、1930 年 9 月 2 日には護国団全国指導者に就任する。これと平行して、シュターレンベルクは若くして国政の場でも輝かしい政治的キャリアを積み上げることになる。1930 年 9 月、内務大臣として初入閣を果たしたことを皮切りに (31 歳)、1934 年 5 月から 1935 年 10 月まで副首相を歴任した。その後、政治の表舞台から退いたシュターレンベルクであったが、1938 年にはパリでフランス空軍に参加した後、英国を経て (1940 年 6 月 22 日)、1941 年 12 月アルゼンチンに向け出国した (1956 年オーストリアに帰国後、死去)。Wiltschegg, *a.a.O.*, S. 198-219.
- 9) Ebenda, S. 59f.
- 10) Lajos Kerekes, *Abenddämmerung einer Demokratie. Mussolini, Gömbös und die Heimwehr*, Wien, Frankfurt, Zürich, 1966 ; Ludger Rape, *Die österreichischen Heimwehren und die bayrischen Rechte 1920-1923*, Wien, 1977 ; Anton Staudinger, „Christlichsoziale Partei und Heimwehren bis 1927“, in : *Die Ereignisse des 15. Juli 1927. Protokoll des Symposiums in Wien am 15. Juni 1977*, Wien, 1979, S. 110-136 ; Carsten, *a.a.O.* ; Edmondson, *a.a.O.*
- 11) Wiltschegg, *a.a.O.*
- 12) Georg J. E. Mautner Markhof, *Major Emil Fey. Heimwehrführer zwischen Bürgerkrieg, Dollfuß-Mord und Anschluß*, Wien, 2004 ; Gudula Walterskirchen, *Starhemberg oder die Spuren der »30er Jahre«*, Wien, 2002.
- 13) 拙稿①「革命期オーストリアの食糧問題 (1918 ~ 20 年) ——農村部における護国団台頭の社会的背景——」『一橋研究』第 13 巻、第 2 号 (1988 年 7 月)、73 - 94 頁；拙稿②「両大戦間期オーストリアにおける護国団の成立と初期の発展過程」『東欧史研究』第 9 号 (1986 年)、2 - 26 頁；拙稿③「オーストリア護国団運動の運動主体

—— 1920年代後半の台頭期を中心に——『歴史学研究』第578号（1988年3月号）、1－18頁；拙稿④「オーストリア護国団運動の『反ユダヤ主義論争』（1929年）』『ドイツ学研究』（獨協大学ドイツ語学科研究紀要）No. 29（1993年3月）、177－207頁を参照。

- 14) 本稿はすでに発表した拙稿⑤「大恐慌期オーストリアの農村住民とナチス運動——シュタイアーマルク大管区——」『ドイツ学研究』（獨協大学ドイツ語学科研究紀要）No. 26（1991年10月）55－107頁の前段をなすものと位置づけられる。
- 15) オーストリア東南部に位置するシュタイアーマルク州は、面積と人口はそれぞれ下オーストリア州、ウィーンに次いで第2位であった。州都はグラーツ市（Graz）で、同市とその周辺地域には州人口の3分の1が集中していた。州中北部の上シュタイアーマルク地方は豊かな鉄鉱床を生かして有数の製鉄工場が多かった。グラーツ東部の東シュタイアーマルク地方と南部の下シュタイアーマルク地方の丘陵・平坦地は肥沃な土壌を利用する農業地帯が、西シュタイアーマルク地方は山間部が広がっていた。詳しくは、拙稿⑤、64頁を参照されたい。
- 16) 本稿が使用する一次史料は、ウィーンの「一般行政文書館（Allgemeines Verwaltungsarchiv: 以下AVAと略記）」に保管されていた内閣官房局内務部（Bundeskanzleramt Inneres: BKA-Inneres）に各州警察本部（Polizeidirektion）、郡警察本部（Gendarmeriedirektion）から送られた報告である。なお、この文書館は現在、3区にある共和国文書館（Archiv der Republik）に統合されている。

## 第Ⅱ章

- 1) この時期の経済状況については別稿で詳述した。拙稿⑤、57頁を参照されたい。
- 2) AVA/BKA-Inneres, Kt. 5134, 171593-32 (Graz, 9. Juni 1932, Landesgendarmeriekommando für Steiermark, An das BKA, Generaldirektion für die öffentliche Sicherheit, GD1).
- 3) Gustav A. Witt, *Bauernnot und Bauernkultur. Ergebnisse der deutschen Volksbildnertagung in Hubertendorf*, Wien, 1932, S. 26. 同じ報告書によれば、1929年における農家1戸あたりの年間平均支出額は980シリングであった。
- 4) AVA/BKA-Inneres, Kt. 4869, 216593 (Innsbruck, 29. Okt. 1931, Amt der Landesregierung von Tirol, Präsidium, An das BKA Generaldirektion für die öffentliche Sicherheit).
- 5) Felix Kreissler, *Von der Revolution zur Annexion. Österreich 1918 bis 1938*, Wien, 1970, S. 186. この法令が大農層に有利であったことは下オーストリア州の例について述べた次の新聞報道からも明らかとなる。同州では、5ヘクタール以下の農地しかもたない零細農家は8万8,000経営も存在していたが、彼らは助成総額9,600万シリング中僅か600万シリングを受け取ったに過ぎない（1経営あたり平均67シリング）。これに対して穀物用耕地を多く所有していた大農および大土地所有者（200～2,000ヘクタール）は同州では391経営を数えたに過ぎないが、2,128万シリングを受領した（1経営あたり平均6万シリング）。*Wiener Zeitung*, 17. Juni 1930, in: Christine Klusacek / Kurt Simmer (Hg.), *Dokumentation zur Österreichischen Zeitgeschichte*, Wien, 1984, S.118.
- 6) Ulrich Kluge, *Bauern, Agrarkrise und Volkernährung in der europäischen Zwischenkriegszeit. Studien zur Agrargesellschaft und Wirtschaft der Republik Österreich 1918 bis 1938*, Stuttgart, 1988, S. 376ff.
- 7) Das Nationalratsprogramm des Heimatblockes, 1930, in: Klaus Berchtold, *Österreichische Parteiprogramme 1868-1966*, Wien, 1967, S. 406-427.
- 8) Ebenda, S. 409-427.
- 9) Ebenda, S. 422.
- 10) Ebenda, S. 423.

- 11) Ebenda
- 12) Ebenda
- 13) Ebenda, S. 424f.
- 14) Ebenda, S. 425.

## 第三章

- 1) Wiltshceg, *a.a.O.*, S. 174, 194.
- 2) Carsten, *a.a.O.*, S. 143, 171.
- 3) Wiltshceg, *a.a.O.*, S. 68.
- 4) Ebenda, S. 177. 選挙の結果、いくつかの地域（Bruck 地区、Mürzzuschlag 地区、Leoben 地区、Eisenerz 地区、Judenburg 地区）で、「郷土ブロック」は第二の政治勢力となっている。
- 5) Josef Hofmann, *Der Pfrimer-Putsch. Der steirische Heimwehrprozeß des Jahres 1931*, Wien, Graz, 1965, S. 35.
- 6) Ebenda, S. 38.
- 7) Ebenda
- 8) Wiltshceg, *a.a.O.*, S. 178.
- 9) AVA/BKA-Inneres, Kt. 2441, 147991-31 (Graz, 4. Mai 1931, Polizeidirektion Graz, Abt. 1, An das BKA, Generaldirektion für die öffentliche Sicherheit). 第2演説者の Meyszner の略歴は以下の如くである。1886年グラーツ生まれ。「郷土ブロック」議員から「シュタイアーマルク州郷土防衛隊（後述）」を経て、ナチ党員となる。オーストリア・ナチスの1934年7月蜂起では中部シュタイアーマルクの突撃隊（SA）を率いたが、蜂起失敗後ドイツに逃亡した。1942年セルヴィアの親衛隊（SS）高官兼警察長官に就任、1946年ベオグラードで公開処刑となる。Wiltshceg, *a.a.O.*, S. 355. つまり、この演説内にみられる過激なユダヤ人攻撃はこうした彼の政治的性向と密接に関連していると思われる。
- 10) Hofmann, *a.a.O.*, S. 39; Kreissler, *a.a.O.*, S. 180ff.
- 11) Bruce F. Pauley, *Hahnenschwanz und Hakenkreuz. Steirischer Heimatschutz und österreichischer Nationalsozialismus 1918-1934*, Wien, München, Zürich, 1972, S. 111.

## 第四章

- 1) Wiltshceg, *a.a.O.*, S. 178.
- 2) Ebenda
- 3) Ebenda
- 4) Carsten, *a.a.O.*, S. 172.
- 5) Ebenda
- 6) Wiltshceg, *a.a.O.*, S. 178f.
- 7) 判決後被告と裁判員はともにファシスト式の挨拶をしたとされる。Carsten, *a.a.O.*, S. 172.
- 8) Wiltshceg, *a.a.O.*, S. 179. プフリマーは1938年にドイツ帝国議員となった後、第二次大戦後の1945年、ドイツのヴォルフスブルク（Wolfsburg）で連合軍に1年間抑留され、さらにオーストリアで10ヶ月間調査拘禁されるが、結局、彼に対する公判は中断された。1948年に弁護士業を再開した後、1968年5月30日に86歳でシュタイアーマルク州ユーデンブルク市で死去している。以上、Wiltshceg, *a.a.O.*, S. 195.
- 9) Ebenda, S. 173.
- 10) Ebenda, S. 174.

- 11) ヨッホ (Joch) は本来家畜をつなぐ軛であり、この語が面積の単位として使用される際には、軛につながれた1～2頭の家畜が1日に耕することができる範囲を示していた。従って、このヨッホは確定した面積単位ではなく、その示す範囲も地方によって異なっていた。一般に35～55アール、平均すると1ヨッホは大体50アールに相当すると考えられる。これによれば、本文に示した農地面積は大体40～60ヘクタールとなる。
- 12) この報告を見る限り、視察官は情報を得るために土地の農民以外にも、行商人・酒場の主人たちに接触したことが判明する。AVA/BKA-Inneres, Kt. 4869, 216459 (Wien, 6. Nov. 1931, Bundespolizeidirektion, An das BKA, Generaldirektion für die öffentliche Sicherheit, Abt. 1).
- 13) Ebenda
- 14) AVA/BKA-Inneres, Kt. 4869, E. No. 1126 (Rauris, 23. Okt. 1931, Gendarmeriepostenkommando Rauris, Bez. Zell am See, An das Landesgendarmeriekommando).
- 15) AVA/BKA-Inneres, Kt. 4869, 216459 (Wien, 6. Nov. 1931, Bundespolizeidirektion, An das BKA, Generaldirektion für die öffentliche Sicherheit, Abt. 1).
- 16) Ebenda
- 17) Ebenda

#### 第V章

- 1) Carsten, *a.a.O.*, S. 199.
- 2) Wiltsegg, *a.a.O.*, S. 181.
- 3) 12. Grundsätze des Steirischen Heimatschutzes, in: AVA/BKA-Inneres, Kt. 5102, Beilage zu 205612/32.
- 4) 護国団内部に存在した反ユダヤ主義については、拙稿④を参照。
- 5) AVA/BKA-Inneres, Kt. 5135, 143054-33 (Graz, 11. April 1933, Landesgendarmeriekommando für Steiermark, An das BKA, Generaldirektion für die öffentliche Sicherheit, GD1).
- 6) AVA/BKA-Inneres, Kt. 5135, 177530/33 (Graz, 22. Juni 1933, Landesgendarmeriekommando für Steiermark, An das BKA, Generaldirektion für die öffentliche Sicherheit, GD1).
- 7) AVA/BKA-Inneres, Kt. 5135, 143054-33.
- 8) AVA/BKA-Inneres, Kt. 5135, 202041/33 (Graz, 16. Aug. 1933, Landesgendarmeriepostenkommando für Steiermark, An das BKA, Generaldirektion für die öffentliche Sicherheit, GD1).
- 9) この数値については、Carsten, *a.a.O.*, S. 201も参照。
- 10) 拙稿⑤、70頁以降を参照。
- 11) Carsten, *a.a.O.*, S. 201f. カーステンは、中部地方の工場都市ドナヴィッツ (Donawitz) で「親ナチス派」が多かった理由を、この地にある製鉄会社 (Alpine-Montan-Gesellschaft) の例を引き合いに説明している。彼によれば、こうした工場地区では職場の上司・技師・職員・公務員にドイツ民族主義者やナチス・シンパ、さらには「シュタイアーマルク郷土防衛隊」の指導者が多く、彼らが行使する圧力が護国団労働者の態度決定に重要な役割を果たしたとされる。Ebenda
- 12) Ebenda, S. 202f.

#### 第VI章

- 1) 拙稿⑥「オーストリア・ドルフース政権下のナチ党非合法活動」『ドイツ学研究』(獨協大学ドイツ語学科研究紀要) No. 28 (1992年10月)、47～48頁参照。

## 引用文献

(文書館史料)

Allgemeines Verwaltungsarchiv (Wien) [現 Archiv der Republik] /Bundeskanzleramt Inneres, Kt. 2441, 4865, 4869, 5102, 5134, 5135

(欧米文献)

- Berchtold, Klaus, *Österreichische Parteiprogramme 1868-1966*, Wien, 1967  
Carsten, Francis L., *Faschismus in Österreich. Von Schönerer zu Hitler*, München, 1977  
Edmondson, Clifton Earl, *The Heimwehr and Austrian Politics 1918-1936*, Athens, 1978  
Hofmann, Josef, *Der Pfrimer-Putsch. Der steirische Heimwehrprozeß des Jahres 1931*, Wien, Graz, 1965  
Kerekes, Lajos, *Abenddämmerung einer Demokratie. Mussolini, Gömbös und die Heimwehr*, Wien, Frankfurt, Zürich, 1966  
Kluge, Ulrich, *Bauern, Agrarkrise und Volksernährung in der europäischen Zwischenkriegszeit. Studien zur Agrargesellschaft und Wirtschaft der Republik Österreich 1918 bis 1938*, Stuttgart, 1988  
Klusacek, Christine / Simmer, Kurt (Hg.), *Dokumentation zur Österreichischen Zeitgeschichte*, Wien, 1984  
Kreissler, Felix, *Von der Revolution zur Annexion. Österreich 1918 bis 1938*, Wien, 1970  
Mautner Markhof, Georg J. E., *Major Emil Fey. Heimwehrführer zwischen Bürgerkrieg, Dollfuß-Mord und Anschluß*, Wien, 2004  
o. V., *Heimatschutz in Österreich*, Wien, 1934  
Pauley, Bruce F., *Hahnenschwanz und Hakenkreuz. Steirischer Heimatschutz und österreichischer Nationalsozialismus 1918-1934*, Wien, München, Zürich, 1972  
Rape, Ludger, *Die österreichischen Heimwehren und die bayrischen Rechte 1920-1923*, Wien, 1977  
Staudinger, Anton, „Christlichsoziale Partei und Heimwehren bis 1927“, in: *Die Ereignisse des 15. Juli 1927. Protokoll des Symposiums in Wien am 15. Juni 1977*, Wien, 1979, S. 110-136  
Walterskirchen, Gudula, *Starhemberg oder die Spuren der »30er Jahre«*, Wien, 2002  
Wiltschegg, Walter, *Die Heimwehr. Eine unwiderstehliche Volksbewegung?*, München, 1985  
Witt, Gustav A., *Bauernnot und Bauernkultur. Ergebnisse der deutschen Volksbildnertagung in Hubertendorf*, Wien, 1932

(邦語文献)

- 古田善文「両大戦間期オーストリアにおける護国団の成立と初期の発展過程」『東欧史研究』第9号(1986年)、2-26頁  
同上「オーストリア護国団運動の運動主体——1920年代後半の台頭期を中心に——」『歴史学研究』第578号(1988年3月号)、1-18頁  
同上「革命期オーストリアの食糧問題(1918~20年)——農村部における護国団台頭の社会的背景——」『一橋研究』第13巻、第2号(1988年7月)、73-94頁  
同上「大恐慌期オーストリアの農村住民とナチス運動——シュタイアーマルク大管区——」『ドイツ学研究』(獨協大学ドイツ語学科研究紀要) No. 26(1991年10月)、55-107頁  
同上「オーストリア・ドルフス政権下のナチ党非合法活動」『ドイツ学研究』(獨協大学ドイツ語学科研究紀要) No. 28(1992年10月)、41-74頁  
同上「オーストリア護国団運動の『反ユダヤ主義論争』(1929年)」『ドイツ学研究』(獨協大学ドイツ語学科研究紀要) No. 29(1993年3月)、177-207頁  
矢田俊隆「初期の『護国団』 Heimwehr 運動について」『北大法学論集』36-1・2(1985年)、1-38頁

## Der Spaltungsprozess der österreichischen Heimwehrbewegung zu Beginn der 1930er Jahre am Beispiel des Landes Steiermark

Yoshifumi FURUTA

Dieser Aufsatz betrachtet den politischen Prozess der Heimwehrbewegung von 1930-1933 und, basierend auf zahlreichen zeitgenössischen Polizeiberichten, deren gesellschaftliche Hintergründe.

Die österreichische Heimwehrbewegung, die nach dem Ersten Weltkrieg aus einem Zusammenschluss unpolitischer Selbstschutzorganisationen zur Verteidigung gegen äußere Gefahren entstanden war, entwickelte sich in der zweiten Hälfte der 1920er Jahre zu einer „unwiderstehlichen Volksbewegung (Wiltsegg)“.

Trotz ihrer ineffektiven Agrarpolitik begegneten ihr die Mittel- und Kleinbauern ländlicher Gebiete mit großen Erwartungen. Besonders in wirtschaftlich schwachen Gebieten betrachtete man nicht die etablierten Parteien als „Retter“, sondern die Heimwehrbewegung. Gestärkt durch diese Erwartungen der Bauernschaft begann die stärkste Landeseinheit der Heimwehr in der Steiermark, der steirische Heimatschutz, unter Führung von Walter Pfrimer im Sommer 1931 eine umfangreiche Unterschriften-Aktion, deren Ziel die wirtschaftliche Rettung der Bauernschaft war. Mit 620.000 Unterschriften konnte diese Aktion als großer Erfolg bezeichnet werden. Daran ist die Funktion der Heimwehrbewegung zu diesem Zeitpunkt erkennbar, nämlich für die Bauern auf der Straße politischen Druck auszuüben.

Der steirische Heimatschutz fühlte sich zu einem Putsch gezwungen, als seine Forderungen von der bürgerlichen Koalitionsregierung Buresch (bestehend aus Christlich-Sozialer Partei, dem Landbund und der Großdeutsch-Nationalen Partei) ignoriert wurden. Diese „Marsch-auf-Wien-Aktion“, die später „Pfrimer-Putsch“ sowie „Operetten-Putsch“ genannt wurde, scheiterte innerhalb eines Tages. Dieser Fehlschlag verdeutlichte die tiefe Kluft zwischen den Landesführern

und verursachte weitere Konfrontationen, die die gesamte Bewegung in Gefahr brachten. Die fatalste Spaltung ereignete sich in den größten Einheiten der österreichischen Heimwehr, in der Steiermark: Einerseits spaltete man sich in die „Kammerhofer-Gruppe“, die in ihrem neuen Programm eine deutliche Annäherung an die Nationalsozialisten zu zeigen begann, andererseits in die „Starhemberg-Gruppe“, die auf der Seite des Bundesleiters der Bewegung Ernst Rüdiger Starhemberg und des neuen Bundeskanzlers Engelbert Dollfuß (seit Mai 1932) stand. Damit begann die Zerfallsphase der Heimwehr.